

**【立命館保健安全管理規程】 <抜粋>**

(出席停止)

第 13 条 学長および校長は、感染症拡大のおそれのあるときは、政令にもとづき学生等の出席を停止させることができる。

- 2 出席停止を指示したときは、学長および校長はその旨を副理事長に報告しなければならない。